

## 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間

2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など  
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和4年1月 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- ・令和4年8月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討
- ・令和5年10月 パンフレット配布、ポスター掲示等により社員に周知を図る
- ・令和5年10月 社員に再度周知を図る